

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知新聞社会福祉事業団（以下「当法人」という）定款第8条および第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、業務に従事する役員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事長、理事、監事、評議員、評議員専任・解任委員をいう。

2 この規程において役員会とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務に即した対価として支払われるものをいう。

4 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。

5 非常勤役員とは、役員等のうち常勤の理事以外の者をいう。

(役員会への出席報酬等)

第3条 役員等が、役員会に出席したときは報酬5,000円を支払う。

(役員等の業務報酬等)

第4条 役員等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運營業務に従事したときは、3時間未満は日額5,000円、3時間以上は日額10,000円の報酬を支払う。また監事が、監査業務の他、法人及び施設への立会及び運営状況の指導業務に従事したときも同じ額の報酬を支払う。

2 役員等については、退職金は支給しない。

(常勤理事の報酬)

第5条 常勤の理事の報酬年額は、経営状況並びに職務状況を鑑み、次に定める額を上限とし評議員会の算定した額とする。

理事（施設長） 5,000,000円

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)報酬等については毎日25日に指定された金融機関口座に振り込むものとする。ただし、その日が土・日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

(2)役員等の会議やその他法人業務に携わったときには、その都度現金で支払うことができる。

(3)報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金・積立金等を控除して支給する。

(出張旅費等)

第7条 役員及び評議員が、法人及び施設の運営業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(重複支給の禁止)

第8条 役員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日に第4条の規定により運営業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬は支給しない。

2 法人及び施設で職務する役員は、第3条、第4条を適用しない。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

【非常勤役員報酬等の総額】

(1)理事への報酬等の年間総額(105,000円)

理事会への出席 日額5,000円×7人×3日=105,000円

(2)監事への報酬等の年間総額(40,000円)

理事会への出席 日額5,000円×2人×3日=30,000円

監査の実施 日額5,000円×2人×1日=10,000円

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月23日から施行する。